

報道関係者各位

「不動産信託受益権に関する取引実務セミナー」を開催

不動産法務に特化した行政書士事務所「不動産法務サポートオフィス」（所在：東京都中央区、代表者：中沢誠）では、初の主催セミナーとなる「不動産信託受益権に関する取引実務セミナー」を開催する運びとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。

不動産法務サポートオフィスでは、「不動産契約決済業務サポート」、「不動産関連契約書作成サポート」、「不動産売却業務サポート」、「第二種金融商品取引業登録サポート」、「不動産法務・コンプライアンス研修サポート」など、不動産プレーヤーに対する各種の法務サービスを提供しております。

不動産法務サポートオフィスではこれまで、主として大手不動産会社からのご依頼により、社内研修の講師を務めさせて頂いておりました。そうした中で、これから信託受益権取引ビジネスへ参入しようと考えている企業や、スキルアップを図りたいと考えている方々から、セミナー開催のご要望が寄せられるようになってまいりました。

こうした方々のご要望にお応えして、初めてとなる主催セミナーを開催することにいたしました。不動産法務サポートオフィスでは、今回のセミナーを皮切りに、不動産プレーヤーのスキルアップに貢献する研修・セミナーを積極的に展開していく予定です。

■ 「不動産信託受益権に関する取引実務セミナー」の概要

日 時： 平成 23 年 1 月 14 日（金曜） 13:30～17:00

会 場： 情報オアシス神田セミナーハウス

（東京都千代田区神田多町 2-4 第 2 滝ビル）

参加費： お一人様 15,000 円

定 員： 20 名（先着順）

申込先： 専用ホームページより申込み

<http://kokucheese.com/event/index/6546/>

以上

■不動産法務サポートオフィス概要

名 称	不動産法務サポートオフィス
代 表 者	中 沢 誠
所 在 地	東京都中央区日本橋兜町 1 7 - 1 日本橋ロイヤルプラザ 4 1 7
許 認 可	行政書士（登録番号第 10080945 号、東京都行政書士会第 8069 号） 宅地建物取引業免許 東京都知事(1)第 91614 号
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・不動産契約決済業務サポート・不動産売却業務サポート・不動産関連契約書作成サポート・デューデリジェンス業務サポート・宅地建物取引業免許、第二種金融商品取引業登録申請サポート・不動産法務・コンプライアンス研修サポート
U R L	http://www.fudosanhoumu.com/

■本件に関するお問い合わせ

不動産法務サポートオフィス

担当： 中沢

TEL： 03-6206-2461

FAX： 03-6206-2462

Mail： support@fudosanhoumu.com

(添付)

代表者中沢誠のプロフィール



埼玉県大宮市（現さいたま市）出身。

早稲田大学法学部卒業。

平成 4 年（1992 年）4 月 三井不動産販売株式会社入社。「三井のリハウス」で売買仲介営業を経験した後、本部にて売買契約書・重要事項説明書の審査業務に従事。

平成 11 年（1999 年）3 月 ハドソン・ジャパン・エルエルシー入社。外資系投資ファンド（ローンスターファンド）の不動産アセットマネージャーとして、自己競落物件およびバルク購入物件の売却（ディスポジション）業務に従事。

平成 15 年（2003 年）には株式会社地産の事業家更生管財人代理に就任し、霊園事業及び保有不動産売却を担当。

その後不動産バルクセール（購入・売却）のクロージング主担当者を経て、購入クロージング・デューデリジェンス担当部門の統括責任者（執行役員投資企画部部長）に就任。

平成 22 年（2010 年） 不動産法務サポートオフィス設立

行政書士、宅地建物取引主任者、社団法人不動産証券化協会認定マスター、ビル経営管理士

(添付) 「不動産信託受益権に関する取引実務セミナー」カリキュラム

1 時限目 「不動産ファンド・信託の仕組み」(13:30-14:30)

- ・不動産への投資方法
- ・不動産ファンドの仕組み
- ・ノンリコースローンとは
- ・代表的なスキーム
- ・AMとPM
- ・不動産信託の仕組み
- ・信託が用いられる理由

2 時限目 「金融商品取引法のポイント」(14:50-15:50)

- ・金融商品取引法のあらまし
- ・金融商品取引業者の行為規制
- ・特定投資家制度
- ・契約締結前交付書面
- ・契約締結時交付書面
- ・本人確認(犯罪収益移転防止法)

3 時限目 「受益権取引実務のポイント」(16:00-17:00)

- ・信託受益権化された不動産の取引方法
- ・受益権譲渡手続きの概要
- ・譲渡承諾
- ・賃借権の承継
- ・質権解除

※カリキュラムの内容は予告なく変更される場合がございます。